平成２６年（フ）第７５７号
東京都立川市錦町６丁目２番５号コーポ立川錦町301号
債務者　鈴木　郷志
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１４４号
横浜市中区新山下３丁目15番１―502号
債務者　黒川　智弘
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６４号
川崎市多摩区堰１丁目26番10―406号
債務者　高橋　賢一
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番２―206号
債務者　安藤　寿子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９７号
岡山市北区上中野１丁目19番36号中尾ビル603号室、旧住所岡山市北区京山２丁目３番３―401号
債務者　宮本美智子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５４３号
横浜市戸塚区平戸５丁目37番６―101号
債務者　堀之内和子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５３号
東京都国立市西２丁目16番地の10ワークハイツ14
債務者　田中　剛司
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６６号
北海道釧路郡釧路町新開５丁目４番地　坂下ハイツ202号室
債務者　谷川内春枝（旧姓本寺）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結

平成２５年（フ）第９５８号
千葉市中央区祐光２丁目７番１棟911号
破産者　寺内　幸雄
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０７号
千葉県船橋市高根台１丁目14番３号、開始決定時の住所千葉県船橋市高根台７丁目13番２号
破産者　坪見　升八
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６４号
千葉県市川市塩焼３丁目１番１号　アスペンクレスト201号
破産者　進藤　啓子（旧姓村田）
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５５５号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区９棟403号
破産者　高山花子こと　趙　　月仙
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２８２号
奈良県橿原市石川町570番地の１
破産者　ユニム有限会社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
盛岡市南仙北１丁目22番65号
破産者　善優舎株式会社
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１５９号
岐阜県瑞穂市十九条746番地２、開始決定時の住所岐阜市元宮町２丁目18番地２
破産者　道下　興起
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６０号
岐阜県瑞穂市十九条746番地２、開始決定時の住所岐阜市元宮町２丁目18番地２
破産者　道下　秀子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所